

名古屋市告示第275号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第4項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対する寄附金を指定します。

令和8年6月29日

名古屋市長 広 沢 一 郎

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の所在地	備 考
特定非営利活動法人 日本小児がん研究グループ	名古屋市中区錦三丁目 6番35号	令和8年6月1日以後に個人が支出する寄附金

名古屋市財政局税務部税制課